

は し が き

我が国の水道は国民生活に必要なライフラインとして、地域住民の生命と暮らしを守るという極めて重要な役割を担っている。

特に簡易水道事業については、農山漁村等を中心として、地域住民の生活環境の改善に大きく貢献するなど、その果たす役割は、大変重要である。

しかし、老朽化施設の更新や地震等に備えた安全対策などが必要となる一方、人口減少や節水社会の進展により水の需要は減少傾向にあり、水道事業をとりまく経営環境は年々厳しさを増している。

こうした諸課題に着実に対応していくためには、公営企業会計の適用や経営比較分析表等を活用した経営状況の「見える化」を進めた上で、経営戦略を策定し、広域化や民間活用などの抜本的な改革に取り組むことが必要である。

そのうち、公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年1月25日付総財公第9号総務大臣通知）等により、公営企業会計への移行について、現行の集中取組期間（平成27年度から平成31年度まで）に加え、平成31年度から平成35年度までを拡大集中取組期間として、簡易水道事業を重点事業に位置付け、その推進に取り組んでいただくよう要請しているところである。人口3万人以上の市町村等が実施する簡易水道事業については、集中取組期間内に移行することに努め、人口3万人未満の市区町村についても、集中取組期間内にできる限り移行すること、遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要である。

総務省においては、公営企業会計の適用について、着手から完了までの手順や留意点等を取りまとめたマニュアルを策定しており、併せて、所要の経費に対する地方財政措置、経営アドバイザー派遣や継続的な助言・情報提供等を行うこととしている。

このような中で、総務省においては、事業の経営状況を客観的に捉え、類似団体との比較を行うための統計資料として、「簡易水道事業年鑑」を作成しているところである。

本年鑑は、平成29年度地方公営企業決算状況調査を基礎とし、簡易水道事業について、その決算、業務状況等について集計したものである。

本年鑑を、経営戦略の策定や抜本的な改革を検討する上での基本的な資料として積極的に活用され、将来にわたって安定的に事業を継続するための経営の健全性確保の一助としていただければ幸いである。

平成31年3月

総務省自治財政局公営企業経営室長

本 島 栄 二